

# 岡山の一市民、被害者団体を名誉毀損で告訴

平成21年(ワ)第249号 損害賠償請求事件

原告 能瀬英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

**岡山地裁、被告を叱る。2012. 3. 26 判決、  
「被告は批判されたからといって、原告  
に人身攻撃で返す権利はない。」**

**争点全部で、被告機関紙内容は事実・真実ではないと判定。  
被告による名誉毀損（不法）行為を認定  
損害賠償支払いを被告へ命令  
虚偽記載を招いた被告思考の土台を叱る**

## 判決文の原文との対照解説

平成 24 年（2012）3 月 31 日 能瀬英太郎

判決文本文 個人情報は伏せた	コメント
<p>平成21年(ワ)第249号 損害賠償請求事件 原告 能瀬 英太郎 被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会</p> 	<p>裁判所は、被告が原告への攻撃にあたって、唯一のよりどころとした「原告の悪意」を真っ向から否定した。 <b>裁判所は、被告主張の土台を否定</b></p> <p>なぜなら裁判所は、争点の5項目すべてで、被告のウソを認定し、最後のもっとも重要な争点で、違法性＝名誉毀損を認定したからである。</p> <p>違法とされたのは、被告がすべての主張の土台とした「原告の救済批判を行う動機」の部分である。「原告は被害者の幸せなどねがっていない」という部分だ。</p>

## 以下、判決文原本掲載

平成24年3月26日判決官渡 同日判決原本領収 裁判所書記官  
平成21年(ワ)第249号 損害賠償請求事件

### 判 決

原 告 能 瀬 英 太 郎

被 告 森永ひ素ミルク中毒の被害者  
を守る会

上記当事者間の損害賠償請求事件について、当裁判所は、平成23年9月16日最終の口頭弁論に基づき、次のとおり判決する。

### 主 文

- 1 被告は、原告に対し、20万円及びこれに対する平成19年8月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、被告発行の機関紙「ひかり」紙上に、別紙記載の謝罪文を、18行2段組枠囲いとして掲載せよ。
- 2 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する平成19年8月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 1 -

#### 第2 事案の概要

本件は、被告が、平成19年8月20日発行の機関紙「ひかり」紙上において、原告に関して虚偽の記事を掲載したことにより、名誉を傷つけられたとして、原告が、不法行為に基づき、被告に対し、別紙記載の謝罪文の掲載を求めるとともに、200万円の慰謝料及びこれに対する不法行為日である同日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実等（いずれも当事者間に争いがなく、末尾記載の証拠により認められる。）

##### (1) これまでの経緯

ア 昭和30年6月初旬ころ、岡山県をはじめとして西日本一帯を中心に、乳幼児の間に、発熱、吐乳、下痢あるいは便秘が続く、皮膚の発疹や色素沈着、腹部膨満、肝肥大などの症状を呈する原因不明の病気が発生し、重症者は死亡していった。同年8月20日ころ、岡山大学医学部での犠牲者の解剖の結果、重金属の中毒症と想定されるに至り、同月23日、同医学部において、森永乳業株式会社（以下「森永乳業」という。）製造のドライミルクからひ素が検出され、これが原因であることが判明したことから、翌24日、厚生省（当時。以下同じ。）は、森永乳業に対し、ドライミルクの販売停止、回収などの措置を命じた。

森永乳業は、ドライミルクの製造に当たり、ミルクの溶解度を高めるための安定剤として第二リン酸ソーダを利用していたが、この中に大量のひ素化合物をはじめ、バナジウム化合物などの激烈な毒物が含有されていたため、ドライミルクを飲用した乳幼児がひ素など重金属による中毒症に罹患したものである。

ドライミルクによる中毒患者は、昭和31年6月9日発表の厚生省による集計において、全国で1万2131名、死亡者数130名に及

- 2 -

裁判所は、「被告のこのような動機は、原告には認められない」と明確に否定した。動機が否定され、誤りであると認定されたということは、要するに、被告の主張のハシゴが根元からはずされたということだ。被告主張の全体が崩れたのだ。“蜚言楼でも見たんじゃないの？”と被告は指摘されたわけだ。

原告としては、被告へのお叱りは、まだ少ない、との不満は残る。

だが、前述の内容から、今次訴訟判決は、原告の圧倒的勝訴であるとの見方を各方面から頂いた。素直に喜びたい。だが、「勝って兜の緒をしめよ」である。

裁判所が認めなかったのは、機関紙の主張の構成の土台部分であり、これは重大な判断であるから、評価したい。裁判所は、市民・国民からの批判を、ピロウな視点から取り上げ、人身攻撃を行った被告の根本的姿勢を叱った。

今次訴訟は、まさにその点が最重要ポイントであった。なぜなら、被告は、原告のことを、意図的に、さも恐ろしい人物であるかのように描き出し、原告の主張を聞いてはいけない、接触してはいけない人物であるかのように、会員被害者に印象付けるのが最大の目的であったからだ。

裁判所は、そのような機関紙の書きっぷりを断罪することで、被告の思考方法そのものに、ダメだしを行い、公正議論を擁護したのである。

となると、原告の批判に応えない、問題の機関紙の内容全体が、無意味化したことになる。

「これからは、国民へ毒つくな」「反論

んだ。なお、平成21年3月末現在の中毒患者は全国で1万3429名である。(乙26, 48, 49の1~3, 109)

イ 昭和30年8月27日、岡崎哲夫(以下「岡崎」という。)が発起人となって、岡山市において、「被災者家族中毒対策同盟」が結成されたが、その後、他の府県でも府県単位の組織が作られた。同年9月18日にはこれらの代表者が集まって「森永ミルク被災者同盟全国協議会」(以下「全協」という。)を発足させ、森永乳業と交渉したが、最終的に森永乳業が示した妥協案を受け入れ、昭和31年4月23日に解散した。(乙26, 49の1~5, 109)

ウ 全協解散後の昭和31年6月24日に、被告の前身である「岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会」が結成され、昭和37年8月27日に「森永ミルク中毒の子どもを守る会」と改称した(乙26, 109, 113。以下「守る会」あるいは被告という。)

エ 昭和44年10月30日、岡山市で開かれた第2回日本公衆衛生学会において、大阪大学医学部衛生学教室丸山博教授らにより、「14年前の森永MF砒素ミルク中毒患者はその後どうなっているか」と題する被害児67名の追跡訪問調査(いわゆる「14年目の訪問」)の結果が発表され、これを報道機関が大きく取り上げたことから、事件は再び社会問題化した。同年11月30日、守る会は、岡山市で第1回全国総会を開催し、森永乳業との交渉を開始した。(乙26, 49の1~4, 109, 113)

オ 守る会は、昭和47年8月20日の第4回全国総会において、「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」(以下「恒久対策案」という。)を決定し、これを基軸に森永乳業と交渉を進めたが進展せず、同年12月3日に至り交渉は決裂した(甲65の1・2, 乙26, 46, 47, 49の1~5, 109)。

・3・

カ その後、昭和48年10月12日、国(厚生省)・守る会・森永乳業の三者による会談が開始され、同年12月23日の第5回会談において、①森永乳業は、ひ素ミルク中毒事件の責任を認めて謝罪する、②森永乳業は、恒久対策案を尊重し、これに基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する、③森永乳業は、救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担する、等の5項目の基本的事項(以下「三者会談確認事項」という。)を確認した(乙26, 49の1~5, 109)。

キ 昭和49年4月25日、被害者の救済機関として、「森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査・研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資すること」を目的とする財団法人「ひかり協会」(以下「ひかり協会」という。)が設立された(甲60の2, 乙45の1~4, 99, 109)。なお、同法人は、平成23年3月には公益財団法人の認定を受けている(乙98)。

ク 昭和58年、守る会は、対象会員の範囲を拡大するとともに、組織名を現行の「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称した(乙34)。

ケ 前記三者会談確認事項の③に従い、森永乳業は、毎年、ひかり協会理事会が決定した救済資金を、ひかり協会に支弁しているが、その額は、平成21年度までに総額434億円を超えている(乙73の1・2)。

(2) 原告は、昭和40年ころ、被害者救済事業の中心的人物のひとりであった岡崎と知り合い、森永ミルク中毒事件20周年記念事業「20年史」の編集委員を委嘱されたり、昭和52年末まで「ひがり」の印刷及び発送業務を引き受けたりするなど、当初は守る会の運動に協力していたが、

・4・

があるなら、同じテーマで、争点はずさず、人格攻撃をせずに筋道を通しておこなえ」というお仕置き料が20万円ということだろう。(少し安すぎると思うが、原告は寛容の精神から今判決を受け入れた。)

以下、5項目の請求(争点) **(赤囲み)** すべてに関して、裁判所は、「真実ではない」と断定した。**(青囲み)**

判決は、4項目目までは、青囲みの次に、「被告に不法行為は成立しない」と書いている。

それは、こういうことである。

「被告は確かに事実でないこと(ウソ)を書いたが、被告機関紙の発行部数は数千部と少ないから“名誉毀損まではかからない”」—という裁判所の微妙な判断である。

裁判官によっても判断が分かれる領域かもしれない。(※1) 検討プロセスにおいて事実誤認の部分も若干あるが、原告としては、ここで、簡単に指摘するにとどめようと思う。

ただし、かつて広島県の元ひかり協会所長の山田氏や、倉敷市の榎原氏、岡山の横田氏が、弁護士会の人権擁護委員会へ人権救済申し立てをした際、弁護士会は、問題性をうすうす認めつつ、裁定を避けた。弁護士会は、まだ、関わりたくなかったのだろう。同会は、被告を「部分社会」と表現し、「部分社会への法理の適用は困難」(実際は違う)という論理をもって判断を出さなかった。つまり判断を避けたのである。

弱腰の一言につきるが、被告団体は、この「弱腰」を逆手にとって、「弁護士会でも自分たちが認められた」というような他者へ誤解を誘導する主張を展開し、被告代理人は、弁護士にもかかわらず「人権擁護委員会への申し立て

同年12月1日ころ、いったん救済活動から離れ、平成12年ころまでは何ら関与していなかった。しかし、その後、同年末に死亡した岡崎に係る著作活動を契機として再度活動にかかわるようになり、平成17年に「森永ヒ素ミルク中毒事件発生から50年 被害者救済事業の実施状況」と題する冊子を発行するなどして、ひかり協会の被害者救済事業とりわけ生活保障水準額が恒久対策案に照らして不十分であるとの批判活動を展開してきている。(甲6, 11~20, 22~27, 29, 35, 42, 46, 93, 原告本人23頁)

(3) 守る会は、機関紙「ひかり」を、毎月発行しているが、1回の発行部数は約2600部であり、その主な購読層は、守る会の会員約2200名、残りの約400名が協力専門家などである(乙113)。

(4) 守る会は、平成19年8月20日付け「ひかり」第460号(甲1)の1頁目において、機関紙名等欄の下(記事欄の最上段)に「被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏(元「森永告発」)の動き」との横書きの大きな見出しをつけ、同年7月29日の守る会常任理事会声明を掲載したが、その中には次のような記載部分(以下「本件記事」という。)があった。なお、同記載中の「E氏」とは、榎原伊織(以下「榎原」という。)のことである(争いが無い。)

ア 「能瀬氏が系統的に守る会やひかり協会の批判をE氏に吹き込み扇動してきた」(以下「文章①」という。)

イ 「E氏とともに守る会全国総会会場入口で『抗議行動』と称する妨害行動を行う。」(以下「文章②」という。)

ウ 「E氏が開設したホームページに、ひかり協会や守る会を誹謗中傷する書き込みを次々と掲載する。」(以下「文章③」という。)

エ 「能瀬氏は、協会事業に対し何らかの不満や不信を持っている親族や被害者に近づき、その不満や不信を守る会や協会に対する体系的な

批判に強化発展させ、不満や不信を増幅させる」(以下「文章④」という。)

オ 「能瀬氏は、被害者(親族)の願いや幸せを実現しようなどと思っ  
てはいない。自分達「森永告発」を「支援者でなく妨害者」と決定した守る会に対し、恨みを募らせ、あわよくば守る会を混乱させ変質させ、ひかり協会事業を破壊しようとねらっている」(以下「文章⑤」という。)

(5) 全国森永告発連絡会議(以下「森永告発」という。)は、昭和46年に原告や谷川正彦などの呼びかけで発足したが、ひかり協会設立までは守る会の活動の支援行動をしていたものの、ひかり協会設立後は、同協会や守る会の運動方針と激しく対立するようになっていたところ、昭和52年8月21日の守る会全国総会において制止を聞かずに冊子(乙39)を配布したことからその対立が決定的となり、守る会は同年10月9日、森永告発を被害者救済事業の支援者ではなく破壊者であるとみなすとの決議を行って関係断絶を宣言し、その後も対立関係が継続している(乙33, 38, 40, 41, 52, 112, 114)。

## 2 争点

(1) 本件記事に係る前提事実の真実性及び被告がそれを真実と信じるについての相当性

(2) 原告に認められるべき相当な慰謝料額

(3) 謝罪広告文の適否

## 3 争点に係る各当事者の主張

(1) 争点(1)「本件記事に係る前提事実の真実性及び被告がそれを真実と信じるについての相当性」について

ア 文章①について

【被告の主張】

は違法行為」といった内容の準備書面を出した。この書面に弁護士会としての釈明はないのだろうか?

「弁護士会に相談することは違法行為」だ、と弁護士が書くのも弁護士法の本質ではOKらしい。

今後、「裁判所は原告の請求のうち一つしか認めなかったから、自分たちが正しい」などという者がいたら、それは判決文の解釈に慣れていない人を見くびった更なる欺罔行為に相応しい。被告が有罪であることには変わらないからだ。

被告がもし、このような無反省な態度で進めば、再び、思いもかけないところから問題が提起されるかもしれない。被告の態度に不信感をもっている被害者は、実は非常に多いのだ。

前述の理由から、判決文が悪用されないように、今後も原告は監視を続けていくが、具体的改革は、被害者家族自身の手によってしか、なされないだろう。

なお、森永ヒ素ミルク中毒事件史について、細かい部分で、被告の出した膨大な文書にひきずられたと思われる傾向(裁判所の悪意は認められないが)が感じられるので、気になる部分を指摘しておきたい。

あの山のような被告の文書を読まれたご苦労には同情するしかないが、あれだけいい加減な資料を山と読まされてしまえば、史実と食い違った方向へ引きずられてしまうだろう。

事実関係について、例えば、判決文20pで、森永告発が総会場で過激な活動をしたとの認識もその一つである。「過激」という受け止め方自体が、極めて主観的な

㉞ 原告は、かなり以前から、被害者救済に関して詳細な勉強を行い、資料を集めた上、それを根拠として、被告に対する批判的攻撃を行っていた。原告は、その後、榎原と出会ったのであり、「E氏に吹き込み扇動した」との記載は、真実に合致する。仮に、真実でないとしても、被告には、これを真実と信じるにつき相当な理由があった。

㉟ 原告は、平成15年になってから初めて榎原と会ったとするが、平成14年12月18日に、同月25日付けの「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済案の完全実施を求める会（略称・求める会）会長榎原伊織」名義の公開質問状（乙1の1・2）が原告から被告にFax送信されていることから、同時点で、原告の指導に榎原がついていくという相当深い間柄となっていたものである。

【原告の主張】

㊱ 争う。原告は、榎原から、被告の内情を告げられ、批判を聞いたのであり、榎原に批判を「吹き込み扇動」した事実はない。よって、文章①の内容は真実ではない。

㊲ 原告は、榎原と、平成15年になってから、守る会相談役の木村美佐雄の紹介で初めて会ったものである。

イ 文章②について

【被告の主張】

㊳ 平成15年6月23日、神戸市内で行われた守る会の全国総会会場入口において、原告は、榎原らとともに横断幕を張るなどして、守る会の活動を妨害した。よって、文章②の内容は真実である。

㊴ 仮に、真実ではないとしても、被告には、これを真実と信じるにつき相当な理由がある。

【原告の主張】

争う。原告が、守る会全国総会会場入口で妨害活動を行った事実はない。「森永告発」の会員の中に抗議を行った者があるとしても、原告とは関係がない。

ウ 文章③について

【被告の主張】

㊵ 原告は、平成16年2月、榎原が「恒久対策の完全実施を求める全国有志」の名前でインターネット上に立ち上げたホームページ（以下「求める会HP」という。）に、榎原が行った岡山弁護士会及び広島弁護士会の各人権擁護委員会等への人権救済の申立て（恒久対策案に示す事業が半分も実施されていないことにより、被害者としての人権を侵害されたというもの）に関して、要旨、「人権擁護委員会への救済申立ては無料であり弁護士に依頼する必要はない、申立書の文例を参考にして一人でも多くの人権擁護委員会に申立てをすることを勧める」旨の書込みを行った。この書込みは、被害者やその親族を対象として、反ひかり協会の運動を盛り上げていくとするものである。よって、文章③は真実である。

㊶ 仮に、真実ではないとしても、被告には、これを真実と信じるにつき相当な理由がある。

【原告の主張】

争う。文章③の内容は真実ではない。確かに、榎原が開設した求める会HPに、原告がひかり協会や守る会に関する書込みをしたことはある。その内容に、ひかり協会や守る会に対する批判が含まれているが、これは誹謗中傷には当たらない。

エ 文章④について

【被告の主張】

㊷ 文章④の内容は真実である。原告は、榎原、横田忠雄、山田一之

ものであり、「森永告発」を集中的内部統制を受ける、どこかの組織と混同されたのか？ 国立大学の教授陣も多数参加しており、その方々は、いまま現役第一線で国民のために働いているのだが、そういった方々が被害者を救おうと集った市民の集まりを、過激であるかのように印象づけることには、くれぐれもご注意願いたい。

歴史の偽造は、全体主義の氾濫や、公害加害企業の跳梁を招き政策決断上での錯誤を導きかねないので細かく訂正しておく。

「過激」とはなんぞや。被害者が、不買運動など現場第一線で支援してくれた市民に「過激」という言葉を未だに投げつけ続ける恩知らず感覚もいかがなものか。

被告の論理からすれば、日本小児科学会総会へ横断幕をもって抗議に詰め掛けた被害者の親たちも、過激な親となるのだろう。

被告の論理からすれば、被害者の親が、国や森永へ行った交渉や文書発信も、超過激な暴力的行為ということになるのだろう。

被告の論理からすれば、被告自身が、世話になった親に対して80年代に行った、あまたの文書攻撃は超過激な粛清攻撃ということになるのであろう。

被告が歴史的に続けてきた被害者家族への言論弾圧の具体的事実の一つでも表に出れば、おのずと裁判所も、「過激」や「言葉の暴力」がご都合主義的に扱われていることを衝撃をもって知ることになる。

原告は、この部分は争点ではないと考え、敢えて裁判官を悩ます論争に加わらないつもりだったが、裁判所が被告の争点ははずし文書から一定の印象に誘導されたとしたら、極めて残念である。

前述の危険性も認識しているので、事実を対置し、今後、その補

らに近づいているし、求める会HPに、弁護士会人権擁護委員会への救済申立てを呼びかけ、希望者には、申立ての文例を送付するとの記事を掲載したりしているし、森永告発を通じて守る会やひかり協会に不満や不信を持っている被害者を知ることは可能であるところ、「近々電話でもして、一緒に闘うことを提案したいとおもいます。」と働きかけている。

(イ) 仮に、真実ではないとしても、被告には、これを真実と信じるにつき相当な理由がある。

【原告の主張】

争う。文章④の内容は真実ではない。原告に「親族や被害者に近づき、その不満や不信を守る会に対する体系的な批判に強化発展させる理由は何もない。原告は、親族や被害者の住所等を知らず、だれが不満や不信を持っているかも知らない。単に、親族に頼まれて支援活動をしただけである。

オ 文章⑤について

【被告の主張】

(イ) 文章⑤の内容は真実である。原告は、守る会やひかり協会本部に確認することもなく、かつて岡崎とともに守る会に不満を持ち、昭和61年7月に別組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」を結成して守る会を退会した山田一之からもらった資料に基づいて雑誌「週刊金曜日」への投稿記事(甲20)を作成していることから、最初からひかり協会や守る会を攻撃するための材料を集め、それを使ってひかり協会や守る会に対する不信を世間に広げ、ひかり協会や守る会を被破しようという意図があった。

(ロ) 仮に、真実ではないとしても、被告には、これを真実と信じるにつき相当な理由がある。

・9・

【原告の主張】

争う。文章⑤の内容は真実ではない。原告は、守る会と良好な関係を維持していたのであり、守る会に対する恨みなどはない。

(2) 争点(2)「原告に認められるべき相当な慰謝料額」について

【原告の主張】

取材活動もせず、単なる臆測に基づいた、真実ではない本件記事を「ひかり」に掲載配布されたことにより、原告は大きな精神的損害を受けたが、これに対する慰謝料は、200万円を下らない。

【被告の主張】

争う。

(3) 争点(3)「謝罪広告文の適否」について

【原告の主張】

本件記事により、原告の名誉は著しく毀損され、社会的評価は低下した。これを回復するには、被告発行の「ひかり」I面左側に、別紙記載の謝罪文を掲載することが必要である。

【被告の主張】

争う。本件記事は真実であるから、被告には原告主張の謝罪文を「ひかり」紙上に掲載すべき義務はない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)「本件記事に係る前提事実の真実性及び被告がそれを真実と信じるについての相当性」について

(1) 公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した者は、原則として、その事実が真実であるかどうかにかかわらず不法行為責任を負う(刑法230条1項参照)。

ここで、民法における名誉とは、人の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉であるとされ、名誉毀損とは、

・10・

足を行っていくつもりである。

(※1)

被告機関紙の発行部数が数千部であるから云々…をどうみるかは微妙で、裁判官によっても判断が大きく分かれるだろう。それだけでは弱いので、裁判所は、「機関紙読者は、原告が鋭い批判をしていることをあらかじめ知っているから、「機関紙読者に対しては名誉は毀損されているとはいえないのではないか?」といったロジックを展開しているようだ。

なかなか、微妙なところだ、と言いたいが、この機関紙は、会員以外にも発送されているのだ。会員以外の組織でも伝播し更に多くの人々が読むかもしれないのだ。判決はそのことに触れていない。今次判決は、「伝搬性の理論」判例—昭和34年5月7日最高裁判所第一小法廷判決など—には敢えて触れずに、被告に気を使ってあげたということか?

つまり、裁判所は、「被告が仮に「原告は被告をホメている」とでも機関紙に書けば、名誉毀損になるかもしれない」といった論理を展開した。名誉毀損の認定を少し緩やかにした、ということだろうか? ただし、この緩やかな判断を被告が喜ぶとしたら、それは筋違いだ。判決は、被告を批判する側にも適用される。したがって、公益に関わる活動だと自画自賛する被告への批判は、批判者が、倫理的な節度を遵守していれば、今後、よりいっそう厳しく行われてもかまわないということになる。このことを被告は良く自覚したほうが良い。

被告は、和解交渉にあたって、なにを勘違いしたのか、原告に「今後の言動に気をつけなさい」といった本末転倒な主張を試みたが、それはそっくり被告に返ってしまった。

被告がメンツを優先し、人権擁

そのような人に対する客観的な社会的評価を低下させる行為であるとされている（最高裁平成9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2024頁）。

また、一般に、新聞による名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである。

ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、②その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、③摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があつたときには、上記行為には違法性がなく、④仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明については、表現の自由として保護される必要があることから、それが公正な論評の範ちゅうにあると認められるものであれば、名誉毀損とはならないと解すべきである。具体的には、意見や論評の表明による名誉毀損にあつては、①その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、②その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、③上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである（最高裁昭和62

・11・

年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照）。そして、⑤事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、仮に、上記意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当であるところ（最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁）、この理は、本件のような機関紙における名誉毀損の有無が問題となっている事案においても、基本的に妥当するというべきである（もっとも、本号の冒頭に述べたように、事実摘示による名誉毀損が成立するためには、それが公然と行われることが必要であるが、「ひかり」の発行部数が約2600部にとどまるとしても、少なくとも守る会の会員約200名に配布されていることからすれば、公然性の要件を欠くことにはならないと解するのが相当である。）。

- (2) 前記の観点から、まず本件記事が事実摘示なのかそれとも意見ないし論評を表明するものであるのかを検討するに、文章①については、原告の行動に対する被告の意見ないし論評の表明といえる。文章②については、そのうち「妨害行動」の部分は、被告の意見ないし論評の表明であるが、その余の部分は事実の摘示であると認めるのが相当である。文章③については、そのうち「ひかり協会や守る会を誹謗中傷する」の部分は、被告の意見ないし論評の表明と解されるが、その余の部分は事実の摘示であると認めるのが相当である。文章④のうち「能瀬氏は、協会事業に対し何らかの不満や不信を持っている親族や被害者に近づき」の部分は事実の摘示であるが、その余の部分は、被告の意見ないし論評の表明と認めるのが相当である。そして、文章⑤は、全体として原告の行動に対する被告の意見ないし論評の表明と解するのが相当である。

・12・

護委員会のケースと同じ愚を繰り返すなら、またぞろ、同じトラブルになるだろう。今後の言動に十分注意を払うべきなのは、被告自身なのだが…。

←名誉毀損についての考え方(判例傾向)についての「トレンド解説」。

←当裁判所の判断  
ここから判決内容の趣旨説明

←裁判所の今判決についての解釈では、批判者や被批判者の言論内容について、「事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されるのが相当であるところ」と述べている。

被告の主張、メンツに配慮した内容だ。少なくとも、被告の行動を大目に見ようとしたこの判決が気に入らぬに、被告が控訴でしようものなら、被告は、この判断は当然認めたことになるし、さらに、すべてを大目に見ろという主張を展開することになる。

ここで被告自身が気がついていないのは、その主張は、今後、被告を批判する側にも適用許容されることになることだ。従来と比べ物にならない厳しい批判を被告は覚悟しなくてはならない。

要するに「自分に返ってくる」だけなのである。

なお、本件記事は、全国的に森永ひ素ミルク中毒被害者の救済に携わっているひかり協会及び守る会の事業に係るものであるから、前記の事実の摘示や意見ないし論評の表明は、いずれも公共の利害に関するものであり、かつ、専ら公益を図る目的に出たものと解するのが相当である。

そこで、以下、これらの文章が真実に基づくものか、仮にそうでないとしても、被告がそのように信じるにつき相当の理由があったかどうかにつき検討する。

(3) 文章①について

ア 各末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

㊦ 榎原の長女榎原鈴子（昭和28年生）は、14歳のころに精神障害が発生したが、いわゆる未認定患者であり、榎原が守る会に入会後に森永ひ素ミルク中毒患者と認定された。榎原は、森永乳業との現地交渉に積極的に参加していたが、昭和49年のひかり協会設立後は、同協会の定めた事業の枠内で救済事業が行われることとなったため、現地交渉で獲得した成果が実行されないとの不満を感じるようになっていった。（甲48～59、89、92、証人榎原）

㊧ 平成14年8月、原告は、雑誌「週刊金曜日」422号に、「後退する被害者救済」と題して「ひかり協会が大企業から巨額の資金を受け取って運営を続けるうちに恒久対策案の空洞化も会員の期待裏切りもいとわれない団体となってしまった。」との内容の意見記事を投稿した（甲20）。これに対し、被告の理事前野直道（以下「前野」という。）は、同誌435号に「手当て支給だけが『ひかり協会』の仕事ではない」との反論（甲21）を寄せたところ、更に同誌440号に、原告の「加害企業『森永』の防波堤になりさがった『ひかり協会』」との再反論（甲22）が掲載された。榎原も前記前野の記事につき、

・13・

前野に対し、ひかり協会の活動に対する原告と同様の批判的観点から内容証明郵便（乙14）を発送している。

㊨ 平成14年12月18日、原告は、被告に対し、求める会代表榎原名義の公開質問状と手紙をF a x送信したが、その内容も原告の主張と同様のものとなっている（乙1の1・2）。

㊩ 平成15年3月、榎原は、岡山県下の守る会会員約200名に対し、救済事業の後退、有名無実化、空洞化、協会職員の高給与などを内容とする「親と被害者は立ち上がろう」と題する書面を発送したが、その内容も原告の主張と同様のものとなっている（乙2）。

㊪ 平成15年5月1日、榎原は、インターネット上に求める会HPを立ち上げた（甲92、乙3、4）。原告は、平成15年5月から平成16年2月にかけて、求める会HPに、被害者に対する所得保障水準などについてのひかり協会の活動に批判的な意見や弁護士会への人権救済の申立てを呼びかける意見を掲載するなどした（乙5、11、12、21～24、70、71）。同ホームページには、榎原も同趣旨の意見を掲載している（乙18、113）。

㊫ 平成15年6月23日に神戸市内で行われた守る会35回全国総会において、榎原らは、事前に警察の許可を得るなどした上、「非民主的で守らぬ会、確認書を守らぬ会、被害者を守らぬ会が、光らぬ会と一体で、加害企業を守る実体を暴くホームページ開設!!」との、幅約1m、長さ約5mの横断幕を、会場前に張った（甲77の1～3、乙4、証人前野、証人榎原）。

㊬ 平成15年6月、榎原及び横田忠雄は、岡山弁護士会人権擁護委員会へ、同年7月、山田一之は、広島弁護士会人権擁護委員会へ、ひかり協会の救済が恒久対策案にほど遠いとして、それぞれ救済の申立てを行った（甲43、44、乙4、9、10、30の1～3）。

・14・

←文章①から文章⑤までが、争点となった。それぞれの文章部分について、裁判官は以下の順序で見解を述べている。

文章番号

↓

裁判官がチョイスした双方の見解

↓

事実かどうかの裁判官の見解

↓

それが名誉毀損の不法行為に当たるかどうかの裁判官の意見

しかし、これらの救済申立ては、いずれも不処置あるいは不採用となった（乙81の1・2、82）。

㉔ 平成16年5月、原告は、ひかり協会の救済の給付水準が低いとして、岡山県の公害調停窓口に、公害調停として取り上げてほしい旨の申立てをしたが、岡山県は、公害調停に当たらないとして採用しなかった（乙31）。

㉕ 平成19年、原告は、ひかり協会の救済事業が不完全であるとして、衆議院議員に質問主意書を提出させようと働きかけたが、同人との信頼関係の問題もあり、実現までには至らなかった（甲34～38、乙20）。

イ 以上の認定事実と前記前提となる事実を併せて判断すると、複原は、原告の意見に同調し、また原告から助言等を受けてはいても、自らの意思で守る会やひかり協会の救済事業に対する批判的活動を行っていることとみるのが相当であるから、原告が複原をして前記のような批判的活動を行わせている事実を認めることはできず、また、本件各証拠によるも、原告が複原を扇動していると被告が信じるにつき相当の理由があると認めることもできない。

ウ しかしながら、原告と複原は、ひかり協会及び守る会の活動方針に対し、同様の観点からの批判的意見を有しており、互いの行動を許容しつつ同一步調を取って前記認定の諸活動をしてきていると認められることを前提とすると、被告から文章①のような意見ないし論評を表明されたからといって、「ひかり」の読者に、原告が自らの主義主張に反する行為をしていると受け取られるおそれはないのであるから、文章①は、原告の名誉を著しく害し、その社会的評価を低下させるものとは認められないというべきである。

エ したがって、被告には、文章①による原告の名誉毀損の不法行為責

・ 15 ・

任は成立しないというほかはない。

#### (4) 文章②について

ア 前記(3)ア㉔のとおり、平成15年6月23日に神戸市内で行われた守る会35回全国総会において、複原らが横断幕を会場前に張った事実は認められるが、本件各証拠中、原告が複原らと一緒にこれを行ったことを認めるに足りる確たる証拠はない。前野は、原告が、複原らとともに同行を行ったと証言するが、具体的には、原告がビデオカメラで複原らと被告側のやりとりを撮影していたことを目撃したというにすぎない上（証人前野35頁）、原告は、当日、複原と行動をと

りしなかった（原告本人12頁）に照らすと、前野の前記証言は採用し難いし、仮にこれが事実であったとしても、同事実から原告が複原らと妨害行動について明確な共通の意思を有していたと認定することも困難である。そうすると、文章②のうち、原告が「E氏とともに守る会全国総会会場入口で『抗議行動』と称する」行動をしたとの点は真実とは認められないことになる。

イ しかしながら、①原告と複原は、ひかり協会及び守る会の活動方針に対し、同趣旨の批判的意見を有していたこと、②前記全国総会開催までも互いの行動を許容しつつ同一步調を取って前記認定の諸活動をしてきていると認められること、及び③原告が当該会場に来ており、少なくとも複原らの行動を阻止する対応には出ていなかったことなどを前提とすると、被告が、複原らの前記行動につき、これが原告とともに行われたものであると信じるについてやむを得ないと認められる相当な理由があったというべきであり、しかも複原らの前記行為は守る会にとっては妨害活動と評価できるものであることに加え、原告と複原は、ひかり協会及び守る会の活動方針に対して同様の批判的諸活

・ 16 ・

#### ←文書①

#### 裁判所、被告のウソを認定

「…原告が複原を扇動していると被告が信じるにつき相当の理由があると認めることもできない…」とバツサリ。

#### 文書②

#### ←裁判所、被告のウソを認定

「…前野の前記証言は採用し難い…真実とは認められない…」とバツサリ。

←【ちよつと一言】ここは、判決文もすこし変。と  
ういか常識的に考えて変である。なんで原告  
が、被害者による家族ぐるみの抗議行動を「と  
めない」といけないのか？

これで、原告がしかられるのなら、原告は、特  
高警察を演じないといけないことになる。裁判  
官がこう考えているわけではないのだろうが、  
読者には明らかに誤解を与える内容。和解協  
議中では、被告自身が削除を申し出た箇所  
である。それが復活している。

動をしてきているのであるから、被告から文章②のように記述されたからといって、「ひかり」の読者に、原告が自分の主義主張に反する行為をしていると受け取られるおそれはないといえる。

したがって、文章②により、原告の名誉が著しく害され、その社会的評価が低下したとは認められない。

ウ よって、被告には、文章②による原告の名誉毀損の不法行為は成立しないといえるべきである。

#### (5) 文章③について

ア 原告が、榎原が開設した求める会HPに、被害者に対する所得保障水準などにつき、守る会やひかり協会の活動に対する批判的意見などを複数回掲載していることは、前記(3)ア(4)に認定したとおりである。そうすると、次に「ひかり協会や守る会を誹謗中傷する」との意見ないし論評の表明の相当性が問題となる。

イ そこで検討するに、原告と守る会ないしひかり協会の根本的な意見の対立は、救済事業に係る恒久対策案の理解の違いにあると認められる。すなわち、原告は、恒久対策案が文言どおり完全に実施されることを最優先しているのに対し、守る会やひかり協会は、同協会の設立趣意書(乙26の15頁)や定款(乙109)には「恒久対策案の実施」の文言はなく、その精神を生かすものとされており、同協会の目的は、「被害者の福祉の増進」(定款3条)とされていると主張している。具体的には、恒久対策案では、被害者の年金については国家公務員の一般行政職の給与相当額を基準とする年金を終身保障するとなっており、収入差額の保障についても同様に国家公務員の一般行政職の給与を参考に差額を保障するとなっているところ(甲29)、昭和59年10月10日にひかり協会や守る会などにより定められた「三十歳代を迎える被害者救済事業の基本的確認事項」(甲3、乙55

・17・

～59。以下「30歳確認事項」という。)においては、所得保障の水準額を「三十歳の勤労者の賃金の60%」とされている点について、原告や榎原は、そもそも基準となっている賃金が国家公務員一般行政職の給与の80%相当額にすぎないから実質的には48%にとどまるものあるとして、これを恒久対策案からの大幅な後退であると捉えて激しく反発し、前述のような批判的活動をしているものである。

ウ 双方がそれぞれの立場から意見を主張し、そのための活動すること自体は、その表現の内容及び方法において社会的相当性を逸脱していない限り、公正な論評として尊重されなければならないのは当然であるから、自らの方針に合致しないからといってそれを直ちに「誹謗中傷」と断じるのは、一般的には許されないといえるべきである。

しかしながら、恒久対策案の位置づけについては、双方の理解に大きな乖離があることは明らかであるところ、ひかり協会及び守る会などが定めた30歳確認事項が明らかに恒久対策案に反するものであるとは認められない上(乙49の5)、原告も、ひかり協会や守る会の活動につき、「逃げまくっている、ひかり協会」(乙11)、「ひかり協会の救済は無原則、無基準、ご都合主義」(乙21)、「このままではひかり協会と守る会は後世の笑いものだ」(乙22)、「被害者の意見が怖い『ひかり協会』と守る会」(乙24)、「加害企業『森永』の防波堤になりきった『ひかり協会』」(甲22)とひかり協会及び守る会を揶揄するような表現を用いていることを勘案すると、被告が原告の行動について「ひかり協会及び守る会を誹謗中傷する」ものとの意見ないし論評の表明をしたとしても、それは意見ないし論評としての域を逸脱するとまではいえず、これを違法と認定することは相当ではないといえるべきである。

エ よって、文章③についても、被告に不法行為は成立しない。

・18・

### 文書③論争のあり方 においても

#### ←裁判所、被告を叱る

**「…自ら(注:被告を指す)の方針に合致しないからといってそれを直ちに『誹謗中傷』と断じるのは、一般的には許されないといえるべきである。」とキッパリ。**

(6) 文章④について

ア 文章④のうち「能瀬氏は、協会事業に対し何らかの不満や不信を持っている親族や被害者に近づき」との部分は、前記(3)ア(イ)ないし(ロ)に述べた行為などを指すものであると認められるが(乙113, 114)、原告自身は守る会の会員家族に連絡を取ろうとしたことを否定しており、これを認めるに足りる確たる証拠もない。したがって、文章④の前提となる事実が存在しない。

イ しかしながら、原告は、榎原と同様の意見を有しており、自らも求める会HPにおいて、ひかり協会や守る会の救済事業に不満を持つ被害者に対して弁護士会人権擁護委員会への救済申立てを呼びかけたり、その文例を提供する旨申し入れた上、榎原が行った前記各行為を容認し、これに同調していたと認められるのであるから、被告が、これらの行為につき、原告が行ったと同様に評価して「協会事業に対し何らかの不満や不信を持っている親族や被害者に近づいた」との意見ないし論評の表明をしたとしてもやむを得ない面があるといえる。

ウ しかしながら、文章④は真実ではない事実の摘示あるいは真実に基づかない意見ないし論評の表明ではあるが、榎原の前記行為につき、原告自身が行ったものと被告が信じるにつき相当な理由があると認められるから、被告には、不法行為は成立しないというべきである。

(7) 文章⑤について

ア 文章⑤における被告の意見ないし論評の表明の根拠となつていても、前記(3)ア(イ)ないし(ロ)に述べた行為などを指すものと認められるが、これらの行為が被告にとって、不都合なものであることは否めないものの、これらをもって原告がひかり協会や守る会を破壊しようとしているものと結論づけることは困難であり、その他の証拠をもってして

・ 19 ・

も、原告がそのような意図を有していると認定することはできない。

イ ここで、被告が主張するように、自己の正当な利益を擁護するために、やむを得ず、他人の名誉を毀損するような言辭を用いて反駁した場合、その表現内容だけを切り離して考えると相手の名誉を侵害するものであっても、そこに至った経緯に照らすと、相手の名誉を毀損するような言辭を用いたことには無理からぬ事情が存在し、かつ、相手の取った言動と対比して、その方法・内容において一般社会通念上それもまた自然の成り行きとしてやむを得ないものと考えられる限度を超えない限り、その行為は違法性を欠き、名誉毀損による不法行為とはならないと解するのが相当である。

これを本件においてみるに、確かに、原告もかつて所属していたことを自認している森永告発が、守る会の全国総会などにおいて過激な活動をしてきたことが認められるから、被告が、森永告発の設立にか

とも理解できないわけではないが、原告が「被害者（親族）の願いや幸せを実現しようなどと思ってはいない」と認めるに足りる証拠はなく、また、原告が森永告発の前記過激活動に直接関与したことを認めるに足りる証拠もないのであるから、被告がそのような言辭を用いて原告の名誉を毀損する記載をしたことにつき無理からぬ事情が存在したと認めることもできない。

ウ そうすると、文章⑤の意見ないし論評の表明は、公正な論評の範ちゅうに属するものとはいえず、原告の社会的評価を低下させるおそれ否定できないから、違法性が阻却されず、被告には、原告に対する名誉毀損の不法行為が成立するというべきである。

(8) 以上のところから、結局、被告は、文章⑤についての不法行為責任を免れない。

・ 20 ・

←【ちょっと一言】

「原告が被害者に近づいた」？

榎原氏は、「自分から能瀬さんに事情を教えたのだ」といった内容の証言を法廷でもしているのだが、裁判所は、この証言をお忘れになったのか？

ただまあ、これ自体、あまり意味の無い議論…。

文書④

←裁判所、被告のウソを認定

「…真実ではない事実の摘示あるいは真実に基づかない意見ないし論評の表明…」とバツサリ。

ここからが実質的な有罪判決の内容

原告は、被告のメンツも考え、この評価書を今まで公開しなかった。だが、被告は控訴した(3.29)。これだけ被告のメンツに配慮した判決にも不服なようだ。自分から不利な判決だと認めたのなら、対外的にも不当判決と言えればいいし、機関紙にもそう書けばいい。



文書⑤

←裁判所、被告主張の大前提となる表現、すなわち

「原告が『被害者（親族）』の願いや幸せを実現しようなどと思ってはいない」の尾籠(びろう)な毒つき表現は人身攻撃の典型例として名誉毀損を認定。

「被告には、原告に対する名誉毀損の不法行為が成立する」

なぜか？ そもそも原告は公益のために、被告のあり方を批判しているからである。被告は公益に関与する側であり、被害者会員への忠実義務を、もっと誠実に果たすべきだと、判断されているのだ。

被告は猛省すべきだ。

2 争点(2)「原告に認められるべき相当な慰謝料額」について

(1) 前述したように、文章⑤によって原告の社会的評価が低下したと認められるが、「ひかり」の発行部数は約2600部にとどまり、その主たる購読層は守る会の会員約2200名が中心であることからすると、原告についての事実に基づかない前記各文章の内容がさほど広範囲に広まったとは思われない上、原告もひかり協会及び守る会についてこれらを揶揄するような表現方法を用いて求める会HPに意見を掲載していることや、被告も、本件記事掲載後ではあるけれども、原告に対して協議の申入れをして相互理解の途を設定しようとしたが原告が拒否したこと(甲23～27)などの事情を総合すると、原告の受けた精神的苦痛を慰謝するためには20万円が相当というべきである。

(2) よって、原告の本争点に係る請求は、この限度で理由がある。

3 争点(3)「謝罪広告文の適否」について

(1) 原告は、本件記事の掲載により低下した原告の社会的評価を回復する手段として、別紙記載の謝罪広告を求めているが、不法行為が認められるのは文章⑥にとどまるどころ、被告のこの意見ないし論評の表明も原告との間の激しい意見の対立が根底に存在するものであり、原告も、ひかり協会や守る会に対し、必ずしも適切な表現方法を順守してきたともいえないことや、本件記事掲載から既に4年以上が経過し、「ひかり」460号の購読者の記憶もかなり薄らいでいると思われること、前記争点(2)に対する判断で述べたように、被告に原告に対する20万円の慰謝料の支払が命じられており、これにより原告の受けた精神的苦痛も回復されるものと思われることなどの事情を総合すると、文章⑥により低下した原告の社会的評価を回復するために、あえてこのような謝罪広告を掲載するまでの必要性は認められないというべきである。

(2) よって、原告の本争点に係る請求は、理由がない。

・21・

4 まとめ

以上によれば、原告の本訴請求は、20万円の慰謝料及びこれに対する不法行為日である平成19年8月20日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払の限度で理由があるから、これを認容すべきであるが、その余の部分は理由がないから棄却を免れない。

よって、主文のとおり判決する。

なお、原告は、文書提出命令の申立てを行っている(事件番号・当庁平成21年(甲)第10080号)。同申立ては、30歳確認事項における生活保障手当の算定根拠となるべき資料及び平成20年ひかり協会全職員及び理事の個別給与、個別報酬支給実績に係る文書の提出を求めるものであるところ、ひかり協会の定めた30歳代における生活保障手当が適正であるかどうか並びにひかり協会の職員及び理事の給与及び報酬の水準いかんは本件における争点と直接関係するものではないから、それらに係る文書を取り調べる必要性がない。よって、同申立てを却下する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁 判 官 工 藤 涼 二

・22・

以上